

マイナ保険証をご利用ください。

「マイナ受付」ができる医療機関・薬局では「マイナ保険証」の利用で
限度額適用認定証等の提示が**不要**です！



💡 限度額適用認定証等とは？

窓口でお支払いする自己負担額が高額になる場合に、所得に応じた限度額までのお支払いのために医療機関等に提示する「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」のことです。

💡 「マイナ保険証」とは？

健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのことです。



💡 「マイナ受付」とは？

医療機関や薬局等の受付で、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーを使って、オンラインで保険資格の確認等を行う仕組みです。

なお、**マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に利用登録が必要です。**

※マイナンバーカードの健康保険証利用について→



■利用登録は、以下の①～③のいずれかの方法でできます。

- ① 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



※マイナンバーカードの取得やマイナ保険証の利用登録は任意です。

💡 どんなメリットがあるの？

- 限度額適用認定証等がなくても、高額医療の限度額を超える支払いが免除される
- 過去のお薬情報や健診結果などのデータに基づくより良い医療を受けることができる
- マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる
- 健康保険証としてずっと使える
- マイナポータルで特定健診情報や薬剤・医療費情報が確認でき健康管理に役立つ

💡 「マイナ受付」ができる医療機関等はどこ？

「マイナ受付」ができる医療機関や薬局等は、厚生労働省のホームページで公表しています。
(順次拡大中)

※対応する医療機関はこちら→



「マイナ受付」ができる医療機関や薬局は、右のステッカーやポスターが目印です。



※注意事項※

- 「マイナ受付」を導入していない医療機関・薬局では利用できません。
- 申請日以前12か月に入院日数が90日を超える市民税非課税世帯の方が、入院時の食事療養費の減額をさらに受ける場合は、別途申請手続きが必要です。
- 所得の申告がない場合、正確な限度額情報が適用されない場合があります。